別表

# 【非開示とした部分及びその理由】

| 非開示とする項目 | | 非開示の理由 |
|---|---|---|
| 1 | 診療情報提供書(p.〇)上 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 2 | 診療情報提供書(p.〇)下 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 3 | 診療情報提供書(p.〇)上 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 4 | 診療情報提供書(p.〇)下 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 5 | 診療情報提供書(p.〇)上 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 6 | 診療情報提供書(p.〇)下 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 7 | 診療情報提供書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 8 | 診療情報提供書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 9 | 診療情報提供書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 10 | 診療情報提供書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 11 | 診療情報提供書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 12 | 診療情報提供書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 13 | 診療情報提供書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 14 | 診療情報提供書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 15 | 診療情報提供書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 16 | 診療情報提供書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |

別表

| 非開示とする項目 | | 非開示の理由 |
|---|---|---|
| 17 | 診療情報提供書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 18 | 診療情報提供書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 19 | 診療情報提供書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 20 | 診療情報提供書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 21 | 診療情報提供書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 22 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)上 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 23 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)下 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 24 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 25 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)上 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 26 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)下 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 27 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 28 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)上 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 29 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)下 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 30 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 31 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)上 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 32 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)下 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 33 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |

別表

| 非開示とする項目 | | 非開示の理由 |
|---|---|---|
| 34 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)上 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 35 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)下 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 36 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 37 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)上 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 38 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)下 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 39 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 40 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)上 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 41 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)下 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 42 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 43 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)上 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 44 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)下 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 45 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 46 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)上 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 47 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)下 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 48 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 49 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)上 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 50 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)下 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |

別表

| 非開示とする項目 | | 非開示の理由 |
|---|---|---|
| 51 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 52 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 53 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 54 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 55 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 56 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 57 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 58 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 59 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 60 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)上 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 61 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)下 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 62 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 63 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)上 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 64 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)下 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 65 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 66 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)上 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 67 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)下 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |

別表

| 非開示とする項目 | | 非開示の理由 |
|---|---|---|
| 68 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 69 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)上 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 70 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)下 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 71 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 72 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)上 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 73 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)下 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 74 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 75 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 76 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)上 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 77 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇)下 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 78 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 79 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 80 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 81 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 82 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 83 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 84 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |

別表

| 非開示とする項目 | | 非開示の理由 |
|---|---|---|
| 85 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 86 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 87 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 88 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 89 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 90 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 91 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 92 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 93 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 94 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 95 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 96 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 97 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 98 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 99 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 100 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 101 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |

別表

| 非開示とする項目 | | 非開示の理由 |
|---|---|---|
| 102 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 103 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 104 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 105 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 106 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 107 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 108 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 109 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 110 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 111 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 112 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 113 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 114 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 115 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 116 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 117 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 118 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |

別表

| 非開示とする項目 | | 非開示の理由 |
|---|---|---|
| 119 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 120 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 121 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 122 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 123 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 124 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 125 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 126 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 127 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 128 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 129 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 130 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 131 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 132 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 133 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 134 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 135 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |

別表

| 非開示とする項目 | | 非開示の理由 |
|---|---|---|
| 136 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 137 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 138 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 139 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 140 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 141 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 142 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 143 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 144 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 145 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 146 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 147 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 148 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 149 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 150 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 151 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 152 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |

別表

| 非開示とする項目 | | 非開示の理由 |
|---|---|---|
| 153 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 154 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 155 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 156 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |
| 157 | 精神疾患入院要否意見書(p.〇) | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため（条例第16条第2号）<br>精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例16条第6号） |